

面接（対面）授業の受講に対して基礎疾患等を有する学生の対応（Q&A）

- Q. 自分の病気が基礎疾患に該当するかよくわかりません。
- A. 基礎疾患に該当する病名は非常に多く、すべてを記載することはできません。主治医にご相談ください。
- Q. 2021 年度で申請した基礎疾患の内容と異なっても良いか？
- A. 申請内容が異なっても 2022 年度の申請対象となっていれば申請してください。
- Q. 診断書など根拠資料の提出は必要ですか？
- A. 必要ありません。基礎疾患を有する学生は、内容を確認するため根拠資料を求める場合があります。
- なお、学生本人が基礎疾患以外の病気で、新型コロナウイルスに感染した際に、重症化する可能性が高い学生のみ申請時に診断書の提出が必要です。
- Q. 同居人の基礎疾患や年齢を証明する書類は必要ですか。
- A. 必要ありません。申請書に記載の内容で判断します。
- Q. 高齢者として定められている 65 歳以上の基準日はいつですか？
- A. 受付期間最終日の 2022 年 3 月 28 日（月）時点で 65 歳となっている方を対象とします。
- Q. 2021 年度に対象となっていた、「通学時間が片道 2 時間以上」「その他の理由」による申請は、2022 年度については対象になりませんか？
- A. 2022 年度（前学期）は対象外となりますので申請できません。
- Q. 申請が許可された場合であっても、一部の面接（対面）授業を受講できますか。
- A. 受講できません。申請が許可された場合は、すべて遠隔授業を受講してください。
- Q. 申請書が許可された後、状況が改善された場合、面接（対面）授業を受講できますか。
- A. 受講できます。但し、面接（対面）授業に変更を希望する場合は、各キャンパス教務課に申し出たうえで、各授業担当者へご自身で連絡してください。その場合、面接（対面）授業は全て面接（対面）で受講してください。
- Q. 申請の許可は、いつどのようにわかりますか。
- A. 許可の有無は、申請書到着後 1 週間を目途に、JINDAI メールに送ります。
- 新入生が入学前に許可された場合は、「授業配慮申請書（前学期）」に記載のメールアドレスへ返信します。
- Q. 申請が許可された場合、どのように授業担当者に連絡をするのでしょうか。
- A. 履修科目確定後、ご自身で大学から交付された授業担当者宛の文書を添付の上、各授業担当者へメールで連絡してください。その際、授業担当者が確実にメールを受信したか確認し、授業の受講方法を確認してください。

法学部・経済学部・外国語学部・国際日本学部・人間科学部・工学部・建築学部 対象

以下の必修英語科目については、遠隔授業専用クラスで実施します。履修登録が完了しましたら、改めて教務課より連絡します。そのため、以下の必修英語科目については、授業担当者宛ての文書の送付は不要です。

なお、申請書が許可された後に状況が改善された場合も、引き続き前学期および後学期も遠隔授業専用クラスで受講してください。

【対象科目】

「英語 I・II (Listening)」、「英語 I・II (Speaking)」、
「英語 I・II (Writing)」、「英語 I・II (Reading)」

- Q. 履修した科目のうち遠隔授業についても、教務課より受け取った授業担当者宛の文書をメール送信するのでしょうか？
- A. 遠隔授業の科目については、授業担当者宛の文書をメール送信する必要はありません。

- Q. 授業担当者のメールアドレスはどこで確認できますか？
- A. WeBSt@tion → **【学生用】** 遠隔授業サポートサイト → JINDAI メールアドレス/レスキューポイント一覧表で確認できます。

- Q. 新型コロナウイルスに感染しましたが無症状と診断されました。面接（対面）授業に参加できませんが申請できますか？
- A. 申請できません。感染症（インフルエンザ等）と同様の扱いとなりますので別途教務課へ連絡してください。

- Q. 授業の対応について具体的に教えてください。
- A. 授業担当者により授業の対応は異なります。面接（対面）授業の録画(オンデマンド)配信やZoomなどのツールを使って面接（対面）授業にオンタイムで参加する、授業内容の資料提示等の方法を検討しています。但し、一部の実験・実習科目、演習科目では対応できない場合もありますのでご了承ください。

- Q. ハイフレックス型授業とはどのような授業でしょうか？
- A. ハイフレックス型授業は、教員が教室において対面で授業を行う場合であっても、教室内でZoomなどのツールを使って、教室での授業をインターネット経由で教室外に配信する授業形態です。

【留学生】

- Q. ビザが発給されていないので、新学期に間に合うように入国できないかもしれません。この場合、授業配慮を申請できますか。また、どこに相談すればよいですか
- A. 申請できます。詳細は、「日本へ入国できない留学生への対応(Q&A)」を参照してください。その上でご不明な点は、国際センターに相談してください。